平成２６年（フ）第４２７号
福岡市西区愛宕２丁目10―15―103、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘２丁目29番６号
債務者　飛賀　真理
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林田　太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８７号
京都市右京区西京極東側町28番地11　グリンピア西京極305号
債務者　浦辺洋一郎
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河田佳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２６号
京都市右京区嵯峨野芝野町２番地９
債務者　松原キムラ嵯峨野店こと　山本　　勇
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　良成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月９日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒543番地１
債務者　有迫　清春
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長門　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒543番地１
債務者　有迫美奈子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長門　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４４５号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目６番７号
債務者　戎屋食品こと　山室　　徹
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５５号
大阪市大正区千島２丁目４番３―305号
債務者　エムオートこと　福田　昌弘
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長村みさお
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９７号
神戸市西区竜が岡４丁目４番地の１　マウンティン・ツー101
債務者　郷原　光瑛
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　真也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６号
福岡市博多区比恵町５番２―302号
債務者　野口　武志
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向原栄大朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５１号
三重県鈴鹿市稲生３丁目12番８号　フォーブル南十字星202号
債務者　萩原　辰男
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５２号
三重県津市一志町高野1242番地２　エーデルハイム203
債務者　中田冨美子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　三貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１２０号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番20号、従前の住所兵庫県姫路市御立中１丁目４番６号
債務者　姫路機材産業こと　舟引　　悟
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４２１号
大阪府東大阪市稲葉１丁目８番46号　デ・シャント206号
債務者　中屋　賢二（旧姓浅利）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　工藤　大基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４２８号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番16―109号
債務者　山本　眞也
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立　啓成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５１７号
大阪府吹田市中の島町４番47号
債務者　松本こと　諸　　桃子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内本奈緒子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県鹿屋市古江町711番地、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目12番20号
債務者　新村新次郎
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
鹿児島県鹿屋市古江町711番地、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目12番20号
債務者　新村　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
鹿児島県鹿屋市古江町7430番地22、前住所鹿児島県鹿屋市古江町711番地
債務者　上船　芳秀
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上山　幸正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係